

平成20年3月第9回互理町議会定例会会議録（第6号）

○ 平成20年3月19日第9回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1 番 小野 一雄 | 2 番 熊澤 勇 |
| 3 番 鞠子 幸則 | 4 番 相澤 久美子 |
| 5 番 渡邊 健一 | 6 番 高野 孝一 |
| 7 番 宍戸 秀正 | 8 番 安藤 美重子 |
| 9 番 鈴木 高行 | 10番 平間 竹夫 |
| 11番 佐藤 アヤ | 12番 佐藤 實 |
| 13番 山本 久人 | 14番 熊田 芳子 |
| 15番 安田 重行 | 16番 永浜 紀次 |
| 17番 高野 進 | 18番 島田 金一 |
| 19番 安細 隆之 | 20番 岩佐 信一 |

○ 不応招委員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	菊 池 秀 治	企画財政課長	森 忠 則
税務課長	菊 地 良 典	町民生活課長	岡 元 継 男
保健福祉課長	佐 藤 仁 志	産業観光課長	三戸部 貞 雄
都市建設課長	阿 部 信 一	上下水道課長	古 積 敏 男
会計管理者兼会計課長	水 野 孝 一	教育長	鈴 木 光 範
学務課長	齋 藤 良 一	生涯学習課長	遠 藤 敏 夫
農業委員会事務局長	三戸部 貞 雄	代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	議会担当理事	渡 辺 光 一
書記	丸 子 城		

議事日程第6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長諸報告

- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第 10 号 亶理町放課後児童クラブ条例
(教育福祉常任委員会委員長報告)
- 日程第 4 議案第 27 号 平成 20 年度亶理町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 28 号 平成 20 年度亶理町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 29 号 平成 20 年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算
- 日程第 7 議案第 30 号 平成 20 年度亶理町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 31 号 平成 20 年度亶理町老人保健特別会計予算
- 日程第 9 議案第 32 号 平成 20 年度亶理町土地取得特別会計予算
- 日程第 10 議案第 33 号 平成 20 年度亶理町介護保険特別会計
- 日程第 11 議案第 34 号 平成 20 年度亶理町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第 12 議案第 35 号 平成 20 年度わたり温泉鳥の海特別会計予算
- 日程第 13 議案第 36 号 平成 20 年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 14 議案第 37 号 平成 20 年度亶理町水道事業会計予算
(以上 11 件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第 15 議案第 38 号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 16 議案第 39 号 平成 19 年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 17 発議第 1 号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書
- 日程第 18 委員会の閉会中の継続調査申出について

午後 1 時 30 分 開議

議長(岩佐信一君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長(岩佐信一君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 110条の規定により、12番 佐藤 實議員、13番 山本久人議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

第 1、町長提出議案についてであります。町長から追加議案 2 件が提出されております。

第 2、委員会提出議案についてであります。意見書案 1 件を受理しております。

第 3、教育福祉常任委員会委員長及び予算審査特別委員会委員長から審査報告を受理しております。

第 4、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から閉会中の継続調査の申出を受理しております。

第 5、監査委員から定期監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 2 追加議案の説明

議長（岩佐信一君） 日程第 2、追加議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤 邦 男 君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、追加議案のご説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は、2 件であります。よろしくご審議方、お願いを申し上げます。

それでは、その概要についてご説明を申し上げます。

議案第38号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、亶理町介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年亶理町条例第 8 号）の附則において平成18年度及び平成19年度の介護保険料における激変緩和措置を設けておりますが、平成20年度においても平成19年度の内容と同様の措置を講

ずるための改正を行うものであります。

次に、予算関係議案についてご説明を申し上げます。

議案第39号 平成19年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,938万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,132万3,000円とするものであります。

それでは、歳出予算についてご説明を申し上げます。

第1款わたり温泉鳥の海管理運営費であります。本年2月6日にオープンした当施設は、議員各位並びに町民の皆様を初めとするご支援により、当初見込んだ利用者数より大幅に増加し、特に終末には「満員大入り」の状態が続き、大変ご好評を得ており、売り上げも増加しております。そのような状況下で、お客様を迎える準備などにおける勤務時間の増加等により臨時職員の賃金に不足が生じることとなったこと、そして燃料光熱費並びに食事材料費においても増額が必要となったものです。また、これからの食材等が傷みやすい季節を迎えるに当たり、一時的なストック場としてのプレハブ冷蔵庫2坪及びプレハブ冷凍庫3坪を備品として購入する費用並びにその基礎等を施工する工事費について計上しております。

2款わたり温泉鳥の海運営基金積立金につきましては、旧施設関係の国民保養センター「鳥の海荘」運営基金が平成20年3月31日をもって廃止となることから、新たな「わたり温泉鳥の海運営基金」に2,233万2,000円を積み立てるものです。

次に、歳入予算についてご説明を申し上げます。

1款利用収入につきましては、利用者増に伴い、宿泊料、入浴休憩料、食事料、飲料収入において増額補正を行うとともに、第3款繰入金につきましては、3月31日をもって廃止となる国民保養センター「鳥の海荘」運営基金からの繰入金として2,689万5,000円を増額補正するものであります。

以上、追加提出議案についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議賜り、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げまして、追加議案の説明といたします。

議長（岩佐信一君） 追加議案の説明が終わりました。

議長（岩佐信一君） 日程第3、議案第10号 亶理町放課後児童クラブ条例の件を議題といたします。

本件に関し、教育福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長登壇。

〔教育福祉常任委員会委員長 佐藤アヤ君 登壇〕

教育福祉常任委員会委員長（佐藤アヤ君） それでは、議案第10号 亶理町放課後児童クラブ条例の審査の結果を申し上げます。

なお、委員会審査報告書の朗読をもって審査の報告といたします。

1、付託事件。議案第10号 亶理町放課後児童クラブ条例。

2、審査の経過。平成20年第9回亶理町議会定例会において当委員会に付託されました亶理町放課後児童クラブ条例審査のため、3月7日、3月10日、3月12日の3日間にわたり委員会を開催いたします。付託案件の審査に当たっては、担当課長の出席を求め説明を受け、さらに亶理小学校体育館と亶理小学校西校舎を調査いたしました。

3、審査の結果。保護者が就労などにより学校から帰っても家庭にいないなど適切な監護が受けられない児童に対し、家庭にかわる生活の場を確保し、適切な遊びや集団生活、生活指導を通じ児童の健全育成を図るとともに、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境づくりを進めることを目的に放課後児童クラブ条例を制定することは評価するものです。

しかし、この放課後児童クラブ事業を実施していく上で、第3条（名称及び位置）の中で、亶理つばさ児童クラブ、亶理あおぞら児童クラブが使用する亶理町字下小路5番地の亶理町小学校西校舎は、耐震診断の結果、耐震強度不足という評定結果が示されていることから、児童福祉施設としては不適格な建物と言わざるを得ない状況であります。

このようなことから、当委員会として町民の安全・安心を考えるときに亶理小学校西校舎を使用することは多くの不安を抱くものであることから、亶理つばさ児童クラブ、亶理あおぞら児童クラブが亶理小学校体育館を使用することで安全を確認できました。

なお、総合的な少子化対策として家庭や子育てに夢や希望を持つことができる環境整備を進めることも肝要かと思われますので、早急に恒久的な児童福祉施設の整

備をすべきであります。

よって、以上のことから原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、審査報告といたします。

議 長（岩佐信一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 亶理町放課後児童クラブ条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 亶理町放課後児童クラブ条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第27号 平成20年度亶理町一般会計予算」から

日程第14 「議案第37号 平成20年度亶理町水道事業会計予算」ま

で

議 長（岩佐信一君） 日程第4、議案第27号 平成20年度亶理町一般会計予算から日程第14、議案第37号 平成20年度亶理町水道事業会計予算までの以上11件を一括議題といたします。

本件に関し、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長登壇。

〔予算審査特別委員会委員長 宍戸秀正君 登壇〕

予算審査特別委員会委員長（宍戸秀正君） それでは、委員会審査報告書を読み上げまして

報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

1、付託事件。議案第27号 平成20年度亶理町一般会計予算。議案第28号 平成20年度亶理町国民健康保険特別会計予算。議案第29号 平成20年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算。議案第30号 平成20年度亶理町公共下水道事業特別会計予算。議案第31号 平成20年度亶理町老人保健特別会計予算。議案第32号 平成20年度亶理町土地取得特別会計予算。議案第33号 平成20年度亶理町介護保険特別会計。議案第34号 平成20年度亶理町介護認定審査会特別会計予算。議案第35号 平成20年度わたり温泉鳥の海特別会計予算。議案第36号 平成20年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算。議案第37号 平成20年度亶理町水道事業会計予算。

2、審査の経過。第9回本町議会定例会第5日目において当委員会に付託された平成20年度亶理町一般会計予算のほか10件の審査のため、3月12日から17日までに4日間委員会を開催しました。審査に当たっては、教育長並びに担当課長に説明員として出席を求めました。

3月12日、水曜日。議案第27号 平成20年度亶理町一般会計予算、歳入全部、歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費、審査。

3月13日、木曜日。議案第27号 平成20年度亶理町一般会計予算、歳出、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費、審査。議案第29号 平成20年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算、審査。

3月14日、金曜日。議案第28号 平成20年度亶理町国民健康保険特別会計予算、審査。議案第30号 平成20年度亶理町公共下水道事業特別会計予算、審査。議案第31号 平成20年度亶理町老人保健特別会計予算、審査。議案第32号 平成20年度亶理町土地取得特別会計予算、審査。議案第33号 平成20年度亶理町介護保険特別会計予算、審査。議案第34号 平成20年度亶理町介護認定審査会特別会計予算、審査。議案第35号 平成20年度わたり温泉鳥の海特別会計予算、審査。議案第36号 平成20年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算、審査。議案第37号 平成20年度亶

理町水道事業会計予算、審査。

3月17日、月曜日。現地調査でした。

3、審査の結果。各会計予算審査の結果、各予算とも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

議 長（岩佐信一君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。

議案第27号から議案第37号までの以上11件については、議長を除く19人の委員をもって4日間審査したものであります。

よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第27号 平成20年度亘理町一般会計予算について討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 平成20年度亘理町一般会計予算の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議 長（岩佐信一君） 起立全員であります。よって、議案第27号 平成20年度亘理町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成20年度亘理町国民健康保険特別会計予算について討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

議案第28号 平成20年度亘理町国民健康保険特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議 長（岩佐信一君） 起立全員であります。よって、議案第28号 平成20年度亙理町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成20年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算について討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

議案第29号 平成20年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議 長（岩佐信一君） 起立全員であります。よって、議案第29号 平成20年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成20年度亙理町公共下水道事業特別会計予算について討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

議案第30号 平成20年度亙理町公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議 長（岩佐信一君） 起立全員であります。よって、議案第30号 平成20年度亙理町公共

下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成20年度亙理町老人保健特別会計予算について討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

議案第31号 平成20年度亙理町老人保健特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 起立全員であります。よって、議案第31号 平成20年度亙理町老人保健特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成20年度亙理町土地取得特別会計予算について討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

議案第32号 平成20年度亙理町土地取得特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 起立全員であります。よって、議案第32号 平成20年度亙理町土地取得特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成20年度亙理町介護保険特別会計予算について討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

議案第33号 平成20年度亙理町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 起立全員であります。よって、議案第33号 平成20年度亙理町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成20年度亙理町介護認定審査会特別会計予算について討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

議案第34号 平成20年度亙理町介護認定審査会特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 起立全員であります。よって、議案第34号 平成20年度亙理町介護認定審査会特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成20年度わたり温泉鳥の海特別会計予算について討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

議案第35号 平成20年度わたり温泉鳥の海特別会計予算についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議 長（岩佐信一君） 起立全員であります。よって、議案第35号 平成20年度わたり温泉鳥の海特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成20年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算について討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

議案第36号 平成20年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議 長（岩佐信一君） 起立全員であります。よって、議案第36号 平成20年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成20年度亙理町水道事業会計予算について討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

議案第37号 平成20年度亙理町水道事業会計予算についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議 長（岩佐信一君） 起立全員であります。よって、議案第37号 平成20年度亙理町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る討論・採決は終了いたしました。

日程第15 議案第38号 亙理町介護保険条例の一部を改正する条例の

一部を改正する条例

議 長（岩佐信一君） 日程第15、議案第38号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第38号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亶理町介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年亶理町条例第8号）の一部を次のように改正する。

内容については先ほど齋藤町長が説明した内容でございまして、19年度も保険料の負担緩和を経過措置として実施してきましたけれども、国からさらに平成20年度の保険料率も特例措置を講ずるよう通知があったことから、附則において条文を追加して対応するものでございます。

参考資料がございますので、そちらの方をご参照いただきたいと思います。

参考資料については4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

「附則に次の1条を加える」ということで、4ページにありますけれども、上の方の上段でございます。左側が改正案、右側が現行ということで、改正案の方を説明させていただきたいと思います。

第4条、平成20年度における保険料率の特例ということでございます。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この条において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号または第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

第1号保険者というのは65歳以上の保険者のことを指します。2号保険者というのは40歳から64歳までの方が対象でございます。そういうことで、第1号から第7号までございます。この中で、第1号から第3号については、第2条の第4号に該

当する方々のそれぞれの税率の特例措置でございます。あと、第4号から第7号は、第2条の第5号の該当者という形になります。

それでは、第1号の方から説明します。

第1号。第2条第4号に該当する者——この方々については、本人は住民税の非課税の方で世帯のだれかが住民税が課税されている方が第2条でいっている第4号に該当する方でございます、であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの。3万4,360円ということでございます。

この第1号というのは、該当する方につきましては、生活保護を受けている世帯という形になります。世帯全員が住民税の非課税で、老齢福祉年金を受けている方が1号該当の1段階の世帯でございます。

第2号。第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの。3万7,670円ということでございます。

これについては、本来なら第4段階に該当するわけですが、特例ということで第2段階ということで0.91%の基準額の軽減ということでございます。

次に、第3号。第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの。3万7,670円でございます。これについても、同じ額になります。

その次に、第4号。ここにつきましては、第2条第5号に該当する者ということで、第5号の段階については、本人が住民税の課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方が第5段階の所得階層になります。これに該当するものであって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するものが4万1,400円ということ、これは

基準額そのままでございます。第1号については本町では該当者はありませんけれども、これは生活保護を受けている方ということでございます。

その次に、第5号、第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの。この方については、4万4,710円ということで、この方については2段階層ということで、世帯全員が住民税の非課税で本人の課税所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方というのが、この該当の方になります。

第6号。第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するものということで、4万4,710円でございます。

その次に、第7号、第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するものということで、4万8,020円でございます。

このように調整をするという内容でございます。

今回の特例措置を受ける方につきましては、特別徴収の被保険者で762人、普通徴収で87人、合計で849の方がこの特例措置を受けられる対象者でございます。

軽減額につきましては、現在のところ試算しているわけですが、400万3,780円相当というふうに見込んでおります。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。3番 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 改めて整理していただきたいんですけども、所得による介護保険料の段階区分、第1段階から第6段階まで、今若干述べられましたけれども、整理して、第1段階の方、第2段階の方、第3段階の方、第4段階の方、第5段階の方、第6段階の方というふうには、どういう方が説明してください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、第1段階の方ということで、第1段階は生活保護

を受けている方。また、世帯全員が住民税の非課税で、老齢福祉年金を受けている方が第1段階でございます。

第2段階につきましては、世帯全員が住民税の非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方。

第3段階は、世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方。

第4段階は、世帯のだれかに住民税が課されているが、本人は住民税非課税の方でございます。

第5段階は、本人の住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方。

第6段階が、本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方というふうになっております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

- 3 番（鞠子幸則君） 税制改正に伴って収入がふえなくても所得段階が上がることによって保険料が上がる、それを是正するために18年、19年、20年というふうに激変緩和措置をとった。20年度はもとに戻りますけれども、それは19年度と同じに緩和するんだという措置でありますけれども、21年度はどうなるんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 現在、介護保険事業につきましては第3期ということで、平成18年から20年度までの保険料率を定めているところでございます。そういうことから、第4期の介護保険計画は本年度から第4次計画に向けて保険料率等の、要するにサービスの需要量を見込んで、今後率を定める予定になっております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

- 3 番（鞠子幸則君） もう1点だけ。3月議会は2月29日から始まったんですけれども、2月26日までと開会3日前までに提案できなかったのは……、なぜ追加提案したんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 基本的には、県の方から最終的に来たのが3月初めです。県内の市町村でも必ずこれについて措置をしてほしいという通知が来ましたので、日程的には26日の議案発送にちょっとだけ間に合わなかったということで、内部の方でいろいろ調整をさせていただいて追加議案というふうな形で4月1日から実施を

したいということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 亘理町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号 亘理町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第39号 平成19年度わたり温泉鳥の海特別会計補正
予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第16、議案第39号 平成19年度わたり温泉鳥の海特別会計補正
予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） では、議案第39号 平成19年度わたり温泉鳥の海特別会計
補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

平成19年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ
による。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,938万
円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,132万3,000円とする
ものでございます。

今回の補正につきましては、町長が追加提案の理由の中で申し上げましたけれど

も、わたり温泉島の海が2月6日にオープンし、約1カ月半ほど経過したわけであり、その中で、順調にお客様も入っていただいて、売り上げの方も増加し、順調に進行しております。そういうことの措置と、もう一つは、このオープンに当たりまして接客に万全を期すということから従業員に対しましていろいろな研修なり準備をしていただいたわけでありまして、これらに対する賃金等の増が発生いたしましたので、2月の実績及び3月の予約状況等を勘案して、今回補正の提案をいたすものでございます。

では、最初に歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目わたり温泉島の海管理運営費でありますけれども、2,704万8,000円を追加するものであります。この内容につきましては、職員人件費、3の職員手当等でありますけれども、これについては3名分の時間外の手当等を増額するものであります。

また、共済費でありますけれども、共済組合の負担金ということで、これについては臨時職員の社会保険料の事業主負担ということでの金額で、51万円でございます。

あと、わたり温泉島の海運営費でありますけれども、運営費の7節の賃金でありますけれども、これにつきましては、当初予算で見込んでいた賃金より……。当初職員そのものについては35名で見ておったわけでありまして、最終的には40名で今現在運営しております。そういうことの増員と、もう一つは、先ほど申し上げましたけれども、準備期間中の賃金がふえたということが一つと、今回のこのオープンに当たりまして、大分盛況で時間外等も発生しております。そういうことから、これらを合わせて833万8,000円ほど追加補正をいたすものでございます。

あと、需用費、消耗品関係につきましては、館内等の消耗品等でございます。

あと、燃料光熱水費でありますけれども、燃料光熱水費については604万円ほどの追加補正をお願いするものであります。これについては、電気料、あるいは上下水道料、灯油代等々でありますけれども、この見込みが、大分繁盛している状況の中でおきますと、上下水道あるいは灯油代等もかなりの量を消費しているというような状況でございます。

あと、16の原材料費でありますけれども、原材料費については、宿泊料、あと一

時休憩等のお客様がふえているということで、増額が 1,093万 1,000円ほどふえておりますので、その食事料に対する34%ほどを食事材料費ということで計上させていただいております。 371万 7,000円でございます。

あと、酒類販売材料費でありますけれども、これも飲料費等の増加に伴って65%ほどの金額ということから、156万 4,000円ほどを追加補正させていただくということでございます。

あと、18の備品購入費でありますけれども、これについては429万 5,000円。これについては、今現在のわたり温泉島の海には旧保養センター時代の冷蔵庫、冷凍庫等も再利用して4台ほど利用させていただいておりますけれども、何せ容量が小さかったということと、もう一つは、かなり多くのお客様がおいでになるためには、やはり衛生管理に万全を期す必要性があるのかなということから、今回、不足する、容量が小さい分を補うために、新たにプレハブの冷凍庫、2坪のやつが1台、あと冷蔵庫、3坪ほどでありますけれども、これを1台、合計2台を購入する費用として429万 5,000円を今回計上するものでございます。

あと、27の公課費でありますけれども、これについては、増になった分の入湯税ということでの127万 5,000円でございます。

あと、15の工事請負費でありますけれども、これも先ほど備品購入で申しあげました冷凍・冷蔵庫を設置するための工事費ということで、45万円ほど計上したわけでありまして。

2款1項1目の基金の積み立てでありますけれども、わたり温泉島の海の運営基金積み立てということで、歳入の方でも説明申し上げますけれども、国民保養センター特別会計が3月31日をもって廃止されることで、これの運営基金を繰り入れ積み立てをするものでありまして、2,233万 2,000円を今年度で積み立てするというところでございます。

では、続きまして歳入をご説明申し上げますので、8ページ、9ページ、前のページです、お聞き願いたいと思います。

1款1項利用収入1目の宿泊料でありますけれども、宿泊料については、当初、補正前は694万 2,000円だったわけでありまして、今回の2月の実績、あるいは3月の予約状況等を勘案して、303万 3,000円ほどを追加補正するものでございます。 2目の入浴休憩料でありますけれども、これについては当初見込みの

2,144万円から 571万円を追加補正いたしまして、これについても2月の実績、あるいは3月の予約状況、あるいは推計の数字で 571万円ほどを追加補正させていただくものであります。

3目の食料料につきましては、1,124万8,000円ほどを追加補正するわけでありますけれども、これについては宿泊者あるいは休憩者の食事の増ということから、これについても1,124万8,000円ほどを追加補正するものでございます。

4目の飲料収入は、322万円に対しまして249万4,000円を追加補正するものでありますけれども、これも宿泊者あるいは入浴休憩者等々の増に伴っての増を見込んだものでございます。

3款1項1目につきましては、基金の繰入金でありますけれども、歳出の方でも申しあげましたけれども、国民保養センター「鳥の海荘」の運営基金の繰り入れであります。これについては、3月31日をもってこの特別会計が廃止されることに伴いまして、2,689万5,000円をわたり温泉鳥の海特別会計の基金に繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げたいと思います。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。3番 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず、第1点目、8ページ、1款1項1目宿泊料が当初予算から比べますと43.6%、同じく1款1項2目入浴休憩が当初予算から比べると26.6%、同じく1款1項3目食料料が41.5%、同じく1款1項4目飲料収入が77.4%ふえているということになりますけれども、当初のそれぞれの見込んだ人数と予算上の増加の人数、それぞれ宿泊、休憩、食事、飲料ですね、これを述べてください。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 1款1項1目の宿泊につきましては、当初見込みは1,259人でした。それが、2月の実績と3月の推計でいきますと1,809人ということで、550人の増でございます。

あと、入浴休憩料でございますけれども、これにつきましては当初の見込みの予算では2万7,500人ほどでありましたけれども、これも2月の実績と3月の推計で3万5,500人と見込みまして、8,000人の増でございます。

あと、3目の食料料でございますけれども、今申し上げましたように宿泊者 550人の増と、もう一つは休憩者の食事ということで、当初は 1,428人ほど見込んでおったわけでありますけれども、これも実績等を勘案して 4,202人ということから、2,774人の増を見込んだものでございます。

あと、4目の飲料収入につきましても、宿泊者 550人の増と休憩者 2,774人の増を見込んでの 249万 4,000円の増と見込んだ数字でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） それと、11ページの7節賃金ですけれども、補正予算は約 830万円の増で、当初予算から比べると80.4%の増ですけれども、まずもって、35人から40人に5名ふやしたというふうになっておりますけれども、勤務時間もふえたために賃金がふえたというふうに説明されておりますので、35人の臨時職員で当初は何時間というふうに時間を見積もっていて、何時間ふえて上がったのか。そしてまた、35人から40人、5人の合計の賃金総額は幾らなのか。要するに、補正した 830万円の内訳を述べてください。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） ただいまご質問の中で、35名から40名にふえたものでありますけれども、この5人分の数で幾らというのは統計はとっておりません。それで、全体で当初予算については35名分で 1,036万 2,000円を見込んだわけでありますけれども、これにつきましては、一つは5名がふえたことによる増と、あともう一つは、準備期間中については研修日当費と旅費、研修の日当等については国民保養センターの建設事業の中で見ておったわけでありますけれども、そこまで当初の段階では教育というか研修というのを自前で、こっち側に来てからやるということは少なく見ておりました。そういう関係上から、万全を期す必要性があるということから実施した結果が、賃金等ではトータルで1月から2月6日の前まででいきますと大体 500万円ほどになるのかなと思っております。さらには、2月から3月までの見込みの時間外では、これを見ますと現に大体 310万円ほどかかるのかなと思っておりますので、それらをトータルして勘案しますと今回の 833万 8,000円の見積もりをさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 同じく11ページ、1款1項1目の25節、補正予算で 2,233万 2,000

円、これを積み立てすることによって、20年度予算は別にして、19年度の基金の残高は幾らになっているのかということがまず1点目。

それとの関連で、9ページ、3款1項1目、基金繰り入れですね、これで2,689万5,000円を繰り入れることによって国民保養センターの基金の残高はゼロになるのかどうか。

もう1点、それとの関連で、観光施設整備基金、19年度末で幾らになっているのか。ちなみに、18年度決算では7,093万円であります。

以上、お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 第1点目のわたり温泉鳥の海の運営基金の19年度末の残高は幾らぐらいかということでございますけれども、この繰り入れをすることによりまして2,349万円でございます。

あと、もう一つは、国民保養センター「鳥の海荘」の運営基金が2,689万5,000円を繰り入れすることによってゼロになります。

あと、3点目でありますけれども、観光施設の整備基金ということで積み立てをしておるわけでありましてけれども、これについては19年度末の残高が2,680万8,000円であります。これについては7,000万幾らほどあったわけでありましてけれども、19年度で取り崩しを行っております。そういう関係で2,680万8,000円が19年度末の残高となる予定であります。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 私、基金の積み立てについてご質問いたします。

2款の基金積立金2,233万2,000円の内容と、会計処理方法についてお尋ねします。

まず、第1点目、昨年11月26日の臨時議会において可決されました「わたり温泉鳥の海運用基金条例」では、第2条に「基金として積み立てる額は、わたり温泉鳥の海特別会計決算剰余金のみとする」とあります。そして、この条例の施行期日は、「平成20年4月1日から施行し、平成19年度の決算剰余金から適用する」とあります。このようなことから、今回提案された補正予算において基金に積み立てすることは、基金条例上、会計処理に問題はないのか、お尋ねします。

2点目、国民保養センター「鳥の海荘」特別会計を継承することは問題ないと理

解しておりますけれども、「継承する場合においても、わたり温泉鳥の海特別会計では国民保養センター「鳥の海荘」特別会計決算剰余金を継承する」とあります。今回の補正予算では、国民保養センター「鳥の海荘」から2,689万5,000円の繰入金を補正しておりますが、国民保養センター「鳥の海荘」特別会計を決算して、それからその剰余金を受け入れるべきではないかと私は考えるんですが、その辺についてもお尋ねいたします。

2点です。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 昨年の11月26日に条例を可決いただきましたわたり温泉鳥の海運営基金条例、確かに施行期日が平成20年4月1日というふうになっております。そこで、当初予算にも積立金110万幾ら組んでおります。そういうことで、4月1日、いわゆる存在しない基金のために支出負担行為をするのかというふうな疑義が出てくることは間違いないのでございます。これにつきましては、存在はしていませんけれども、11月の時点で基金の条例を可決いただいたということで、3月中に支出負担行為をして、4月1日に基金が想定されますので、それで積み立てをするというふうなことで当初我々は考えておりました。

確かに、1日の差ではございますけれども、そういう意味でこの条例上は、決算剰余金の2分の1以上を積み立てるということと平成19年度のわたり温泉鳥の海特別会計の分を積み立てる、適用するというふうな条文でございます。当初考えた内容については先ほど申し上げたとおりでございますし、積み立ての方式としては、今言いました二通りのことが考えられます。当然、ここでいう直接積み立てる方法、それから決算剰余金で積み立てる方法。この条例上は、財政調整基金、あるいは国民健康保険の財政調整基金にも同じような条例の規定の仕方をしておりまして、当然積み立ての方法も考えられるということで条例は規定されております。そういうことで、当初そういうふうな積み立てで4月1日に積み立てようということで考えておりました。

確かにご指摘のこともございますし、今後執行に当たりましては、決算剰余金の処分の方法、それから直接積み立ての方法、それら慎重に検討していきたいというふうには思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 確かに今財政課長さん言うように、継承した支出負担行為は……、だって支出負担行為は3月31日の発議月日で支出負担行為を出します。受けるところが違ってきたら失効ですから、受け入れる場所がないんですね。出納閉鎖期間は5月まで、それはあくまで暫定、そういう処理の仕方であって、受け入れる基金がないところに支出負担行為を発議して受けさせる、そういう会計処理上ではいろいろ問題が出てくるのではないかと思います。やっぱり明朗会計では、決算剰余金、9月の決算時期まで待っていただいて、それで精算して確定したものを剰余金として積み立てた方が町民の方々なり我々にもきれいな決算として見える形が出てくると思います。これでは歳入が幾ら、歳出が幾らと確定していないときの積み立てになるわけです。その辺を会計処理上問題ないように財政課長の方では処理していただくということです。

あと、先ほど趣旨にもあったように、大変温泉は繁盛していて収入も見込める。けども、実際、温泉の特会に繰り入れする金額 2,600万円何がし、そして基金が 2,200万円、さらに何百万円かありますね、400万円ぐらいですね。けど、繰り入れる鳥の海保養センター特会の条例は、決算後に積み立てるという条例になっていますね。その中で、差額 400万円を取り崩してこちらの会計に行って処理する、それは適当なものなのかどうかということも教えてください。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 最初に、決算剰余金で積み立ての方法を最初から決めますと、特に今の状態がよくわからないような状況になってしまう。実際、先ほど鞠子議員に産業観光課長がお話ししたように、国民保養センターの基金が現在幾らあるのかというものをあらわす、それで一たんそれを会計の中に入れて、積み立てることができるお金が幾らになるのかというふうなわかりやすさは、この予算で言えば非常にわかりやすい。この中に 2,600万円と 2,200万円の差 400万円あるんですけども、これにつきましては、今回導入する、いわゆる準備経費に当たるんですけども、冷蔵庫、冷凍庫、設置工事費関係の分がその基金から食っている。保養センター基金から食っているために、実際のわたり温泉の方に行くのは、これは予定ですけども、約 2,200万円ぐらいになるだろうというふうな目安がございます。これを決算剰余金の方法で積み立てるにしても、おおむねこのくらい。ただ、これは予定ですので、実際、決算剰余金になりますと、歳入と歳出の差でございますの

で、もっと広がるような感じは持っております。ただ、目安としてはこのくらいになるんだろうというふうに議員さんは思っていたらいいのかなというふうに思います。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 大変会計処理で苦慮されているようですが、やっぱり会計処理上、積立基金条例があるんですから、それに基づいたやり方で処理された方が、皆さん、対外的にもですね、きちんと整理したもので示されると思うんです。施行期日が来ていないのに処理をする、受け皿がないのに処理をする、国民保養センターの方からの繰り入れ、それもこっち側で処理をする。鳥の海センターだって9月の決算まで待てば、それは処理できるはずですよ。そういうきちんとした整理の仕方というのを今後やっぱり財政の方で町民に示していけば……、整理した形で示していただきたいと思います。以上です。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。6番 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 11ページの18節備品購入費、429万5,000円になっています。先ほど説明のとおり、プレハブ、冷蔵庫と冷凍庫を購入というふうにお聞きしました。これのそれぞれの購入の予定額。

並びに、これは随意契約かどうか、これが二つ目。

三つ目、その場合に、2人以上の者から見積もりをとるというふうになっておりますけれども、2人以上からとるのかどうか。

以上、3点をお聞きいたします。

議 長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 1問目の備品の429万5,000円の内訳です。これについては、2坪用というのは冷蔵庫なんですけれども、136万5,000円ほどの予定額であります。あと冷凍庫、3坪ほどの大きさでありますけれども、これは292万9,500円ですから、これを500円繰り上げて429万5,000円という内容です。

あと、見積もり、これについては3者以上の見積もり徴収による随意契約という形になると思います。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） きょう可決されれば、これからその取引の作業に入ってくると思いますけれども、当然メーカーとかの選定はこれからするのかと思います。それも

含めて、これから見積もりをとると思います。その見積もり、あと契約履行の時期、それと契約代金の支払いと受領の時期及び方法、それと検査の時期、3月31日まであと7日しかございませんので、大変心配しております。その7日間のできるのかどうか、お聞きいたします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） きょうから数えてそういうことになるわけでありませうけれども、この問題につきましては、衛生管理なりそういうものに万全を期さなければだめだということから、大変短い期間中でありませうけれども、これらについては、ご可決いただければ、早速見積もり徴収等の手続を行って、設置する部分についてはそう大きな基礎工事とかではないので、でき上がったものを置く、そういう工事でございますので、3月31日まで執行できるように頑張りたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） ちょっと目につく部分がありますのでよく確認しますけれども、わたりふれあい市場、あの方々たちには、その冷蔵庫なり冷凍庫は一切使わせないというふうに理解してよろしいですか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 今現在保有している冷凍・冷蔵庫を含め今回導入するものについては、当然わたり温泉鳥の海の営業に必要な施設でございますので、それを貸し出すというようなことは当然ございません。必要であれば、鳥の海市場の方でその設置の手続をすればいい話でございますので、それらについてはもちろん考えておりません。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番 島田金一議員。

18番（島田金一君） 同じく11ページの今の冷凍・冷蔵庫の件ですが、これは設置場所は館内になりますか、それとも館外という形でお考えですか。また、もし館外の場合、都市公園法とか、あと景観のための配慮ということはどう考えているか、その点、お聞きします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 購入を予定している冷凍・冷蔵庫については、屋外を今の対象として考えております。それにつきましては、扉がついていて中に入っていけ

るような施設でございますので、今現在の会計室の外側にデッキがございます、一部若干出ているところですね、その部分を設置場所として用地的には確保できるものですから、その辺を基本的には考えていきたい。

それで、もう一つは、今質問であったように、景観を害するような内容では好ましくないということも念頭に入れながら設置を図ってまいりたいというふうを考えております。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 館外という形になりまして、デッキのところが多分来ると思うんですが、あれは将来的に海水浴とかそういうときに使ったり、あとその前に多分シャワーの設備があります、そういうふうな形とまた別なところ（「西側」の声あり）はい、わかりました。

それで、これ、そのままの、配慮をするという形ですが、館外だと相当熱とかなんかで電気とかを食うことと、これくらいの設備であれば冷蔵庫・冷凍庫の容積、足りないんじゃないかというふうな判断は、前には設計とか何かのときには、このくらいのお客さんが来るということで冷蔵庫とか冷凍庫、保管庫というのは余裕を持ってつくった計画ではございませんか。その点、お答え願います。

議 長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 計画の時点のお話かと思えますけれども、そういうことも十二分に検討した内容で設置されたと思えます。そして、もう一つは、効率的とかコスト低減を図るという観点からも、前の国民保養センター時代に使用していた4台のそういう施設もあったわけでありまして。ですから、それらも十二分にフル回転させるというような考え方から、全部再利用をしております。そういう状況で計画したわけでありましてけれども、ご存じのように、予想した以上のお客様が来るということになりますと、食材もある程度きちんとした保存をしていかなければならないということからいきますと、これらの規模の冷蔵庫が不足しているというような状況でご理解をいただければと思います。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 平成19年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 平成19年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

議長（岩佐信一君） 日程第17、議案第1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の件を議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（岩佐信一君） 職員に議案を朗読させます。

事務局書記（丸子 城君） 朗読いたします。

議案第1号。平成20年3月19日。亘理町議会議長岩佐信一殿。提出者、総務常任委員会委員長佐藤 實。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書。

以上、議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

議長（岩佐信一君） 提出者から趣旨の説明を求めます。

総務常任委員会委員長登壇。

〔総務常任委員会委員長 佐藤 實 君 登壇〕

総務常任委員会委員長（佐藤 實君） ただいま議題になっております議案第1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について、案文を読み上げまして趣旨説明にかえさせていただきます。

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払い能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法、その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、2007（平成19）年2月からクレジット被害防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みである。今回の改正においては、消費者に対し安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、亘理町議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。1、過剰与信規制の具体化。クレジット会社が顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。2、不適正与信防止義務と既払金返還責務。クレジット会社には悪質販売行為にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取り消し・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。3、割賦払い要件と政令指定商品制の廃止。1ないし2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。4、登録制の導入。個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上のとおりであります。何とぞ原案のとおり採択されますようお願いを申し上げます。趣旨の説明といたします。

議長（岩佐信一君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（岩佐信一君） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会、議会活性化調査特別委員会及び常磐自動車道建設促進特別委員会の委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成20年3月第9回亘理町議会定例会を閉会いたします。

長期にわたってご苦勞さまでございました。

午後2時57分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 佐藤 實

署名議員 山本 久人